

富山市民のみなさまへ

富山市不妊検査費助成の申請をされる方へ

富山市では、子どもを望む夫婦が、機を逃すことなく早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、不妊検査に要した費用の一部を助成します。

1 対象となるご夫婦

次のすべての項目に該当する方となります。

- 申請日において、ご夫婦またはどちらか一方が、富山市に住民登録があること
- ご夫婦ともに不妊検査を受けること
- 検査開始日において、婚姻して3年以内のご夫婦（事実婚含む）
- 検査開始日において、妻の年齢が43歳未満であること
- 同一夫婦において、過去に一般不妊治療、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けたことがないこと

2 対象となる検査

- 産婦人科または泌尿器科を標榜している医療機関の医師が、不妊症の診断のために、必要と認める検査が対象となります。
- ご夫婦の一方が検査を開始した日から、ご夫婦の両方が検査を終了した日までの期間が1年以内のものを対象とします。
- 医療保険の適用・適用外を問いません。

3 助成内容

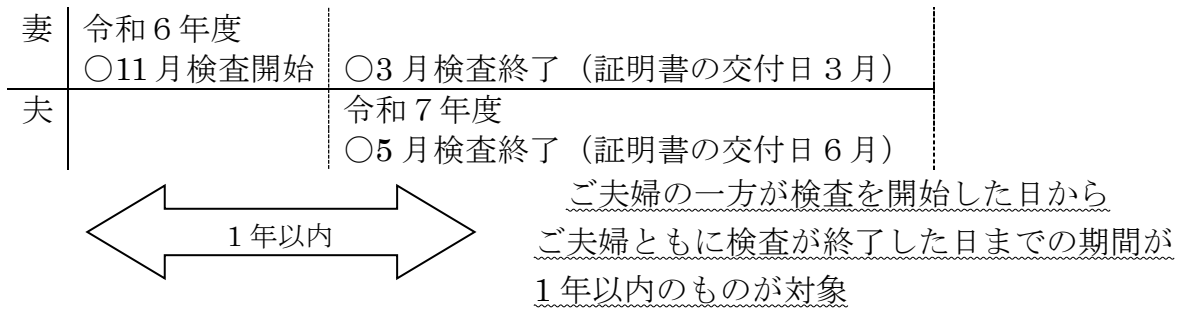
- ご夫婦1組につき1回のみです。
- 不妊検査費用の自己負担額について、2万円を上限に助成します。

4 申請期限

- ご夫婦ともに検査が終了してから申請してください。

※ご夫婦の検査が終了し、医療機関での証明書の交付から3か月以内、または夫婦それぞれの証明書が交付された場合、遅い日付の証明書の交付から3か月以内に申請を行ってください。

不妊検査助成事業の申請時期について（例）



※例の場合、夫の証明書の交付日から3か月以内に申請

5 申請に必要なもの

①富山市不妊検査費助成事業申請書

②富山市不妊検査費助成事業受診等証明書

※ご夫婦が同一の医療機関で検査を受けた場合は、証明書は1枚ですが、異なる医療機関で検査を受けた場合は、それぞれの医療機関の証明書が必要です。

※特定医療機関からの紹介により検査を実施した場合は、紹介元の医療機関で紹介先の検査費用を含む証明書の発行を受けてください。

③不妊検査に要した費用の領収書と明細書

④住民票（ただし、申請書の住民票省略の項目で同意された方は不要です）

⑤戸籍謄本（申請時において発行後3か月以内のもの）^{注）※1 ※2}

注）※1 事実婚の方は夫妻それぞれに1通ずつご提出ください。また、事実婚関係に関する申立書をご提出ください。

注）※2 夫妻とも外国人の方は、住民票（世帯全員分のもの）をご提出ください。

・富山市の場合は、市役所、各行政サービスセンター、各地区センター（一部を除く）または、とやま市民交流館（CiC）で交付できます。

⑥夫婦いずれかの金融機関の通帳等口座の確認ができるもの

（ゆうちょ銀行の場合、振込用の店名・貯金種目・口座番号が記載されているもの）

6 申請場所

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
中央保健福祉センター	富山市星井町2-7-30	076-422-1172	大山保健福祉センター	富山市上滝567	076-483-1727
南保健福祉センター	富山市蜷川459-1	076-428-1156	八尾保健福祉センター	富山市八尾町福島200	076-455-2474
北保健福祉センター	富山市岩瀬文化町23-2	076-426-0050	西保健福祉センター	富山市婦中町羽根1105-7	076-469-0770
大沢野保健福祉センター	富山市高内365	076-467-5812	こども健康課	富山市新桜町7-38	076-443-2248

7 問い合わせ先

富山市役所こども健康課

（住所）富山市新桜町7-38

（TEL）076-443-2248